

外国債券に関する業務規程の特例

(昭和55.10.1制定)

(目 的)

第1条 この特例は、外国債券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号から第5号までに掲げるものの性質を有する債券（新株予約権付社債券等及び交換社債券を除く。）をいう。以下同じ。）の売買等について、業務規程の特例を規定する。

(昭和57.2.13、平成5.4.1、10.12.1、14.4.1、15.1.8、19.9.30変更)

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(平成4.7.13変更)

(売買立会の区分及び売買立会時)

第2条 外国債券の売買立会の区分及び売買立会時は、午後1時30分から2時まで（半休日においては午前10時から10時30分まで）の間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。

(昭和61.2.10、62.1.5、平成1.2.1、3.4.30、10.12.1、15.1.8、18.1.10変更)

第3条 削 除（昭和61.2.10、平成10.12.1、12.9.4、15.1.8、18.1.10変更）

第4条 削 除（平成15.1.8変更）

(円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位)

第5条 円貨建外国債券（額面金額及び利子が本邦通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。）の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先する。

(2) 同一値段の呼値の順位は、当取引所が定める。

(3) 成行呼値は、それ以外の呼値に値段的に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

(昭和61.2.10、63.4.30、平成3.4.30、10.12.1、12.9.4、14.4.1、15.1.8、18.1.10変更)

(円貨建外国債券の個別競争売買)

第6条 円貨建外国債券の個別競争売買は、次の各号に定めるところによる。

(1) 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、次のaからcまでに掲げる売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とし、当取引所が定める順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させる。

a 成行呼値の全部の数量

b 当該値段に満たない値段による売呼値及び当該値段を超える値段による買呼値の全部の数量

c 当該値段による呼値について、次に掲げる数量

(a) 売呼値又は買呼値のいずれか一方の全部の数量

(b) 他方の呼値の数量については、当取引所が定める数量

(2) 前号の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうち直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(昭和61.2.10、平成9.11.26、10.12.1、11.10.1、12.9.4、14.4.1、15.1.8、18.1.10変更)

(呼 値)

第7条 円貨建外国債券の呼値は、注文控(以下「板」という。)に記載する方法による呼値(以下「板呼値」という。)によるものとする。

2 当取引所は、呼値が前条に規定する売買成立の条件にそれぞれ合致するときは、呼値の順位に従って、これを付け合わせるものとする。

(平成12.9.4追加、14.4.1変更、15.1.8第4項を第2項に繰上)

3 外貨建外国債券(額面金額及び利子が本邦通貨以外の通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。)の呼値の単位は、100ポイントにつき、0.01ポイントとする。この場合において、次条第2号に規定する売買単位を100ポイントとする。

(平成10.12.1変更、12.9.4第2項を第5項に繰下、15.1.8第5項を第3項に繰上・変更、18.1.10変更)

4 外国債券の呼値を行う場合の値段の限度は定めない。ただし、当取引所が特に必要があると認めて値幅を定めた場合には、当該値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。

(平成12.9.4第4項を第7項に繰下、14.4.1変更、15.1.8第7項を第4項に繰上)

5 この特例に定めるもののほか、外国債券の呼値に関し必要な事項については、当取引所が定める。

(平成12.9.4第5項を第8項に繰下、14.4.1変更、15.1.8第8項を第5項に繰上)

(売 買 単 位)

第8条 外国債券の売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

当取引所が定めるところにより、額面1,000万円、額面100万円又は額面10万円とする。

(2) 外貨建外国債券

銘柄ごとに、額面金額とする。

(昭和61.2.10、平成10.12.1、14.4.1、15.1.8、18.1.10変更)

(外貨建外国債券の売買代金)

第9条 外貨建外国債券の売買代金(経過利子を含む。)は、当取引所が指定する外国為替相場により、当取引所が定めるところに従い、本邦通貨に換算するものとする。

(平成15.1.8変更)

(円貨建外国債券の板の様式等)

第10条 円貨建外国債券の売買の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、当取引所が定めるところによるものとする。

(昭和61.2.10、平成10.12.1、14.4.1変更、15.1.8第13条を第10条に繰上)

付 則

この特例は、昭和55年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和57年2月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和57年5月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、円貨建外国債券の特別取引の売買立会時については、改正後の第2条第2号の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注)「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

この改正規定は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

この改正規定は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成3年4月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成4年7月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年11月26日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、平成9年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年2月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年6月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成15年1月8日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている外国債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

(注)「当取引所が定める日」は、平成20年1月4日

- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた外貨建外国債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第8条第2号の規定の適用については、「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

(変更)

[昭和57.2.13、57.5.10、58.8.1、61.2.10、61.8.1、62.1.5、62.10.5、63.4.30、平成1.2.1、1.4.1、3.1.4、3.4.30、4.7.13、5.4.1、9.11.10、9.11.26、10.2.9、10.6.24、10.12.1、11.11.10、12.9.4、14.4.1、15.1.8、18.1.10、19.9.30、20.1.4]